

# 危険ドラッグ その1回が命とり

「危険ドラッグ(脱法ドラッグ)」とは、麻薬や覚せい剤のように多幸感や快感等を高めると称して販売されている製品です。使用すると死亡したり、健康被害を起こしたりするだけでなく、交通事故等で他人を巻き込む事例が多発しています。

※平成26年7月に「脱法ドラッグ」の名称が「危険ドラッグ」に変わりました。

~~合法=安全~~

**危険ドラッグは大変危険!**

お香・ハーブ

アロマオイル

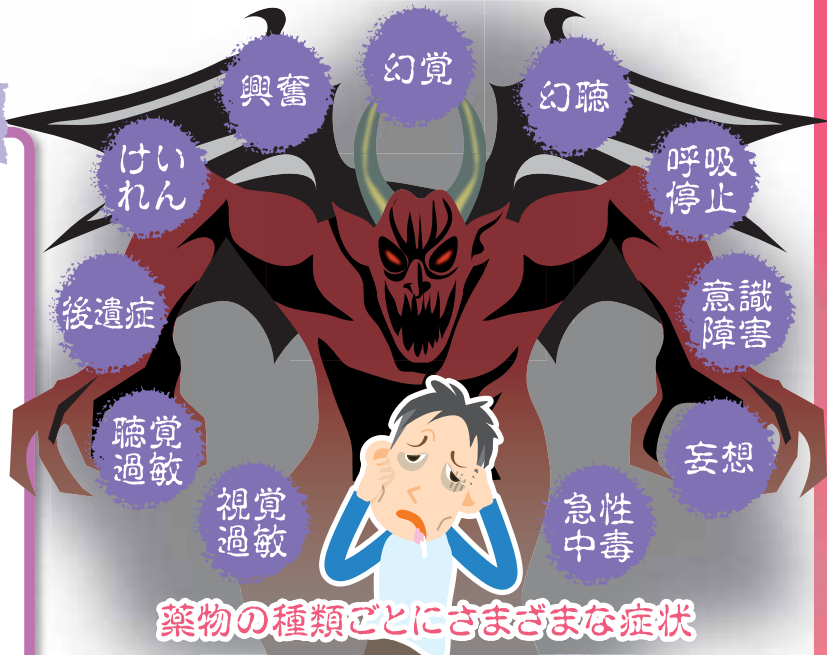
バスソルト



**これらは危険ドラッグです!**

危険ドラッグは規制を逃れるため、「合法ハーブ」や「合法アロマ」などと偽って店舗やインターネットで販売されていますが、非常に危険な薬物です。成分に何が含まれているのかわからないため、心身にどのような悪影響を与えるのかわかりません。絶対に使用しないでください。

写真提供: 厚生労働省



薬物の種類ごとにさまざまな症状

~~合法=捕まらない~~

※ 指定薬物の製造、販売等だけでなく、所持、購入、使用、譲り受けについても禁止されています。

違反した場合、3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金またはどちらも科されます。

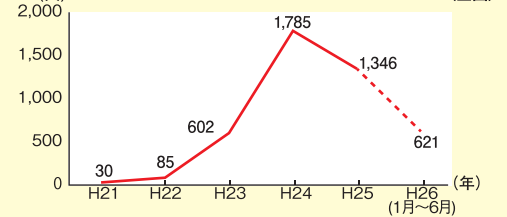
※中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として医薬品、医療機器等法で規制されている物質です。現在、1,448種類指定されています。(平成27年2月9日現在)

## 危険ドラッグを使うと…

薬物乱用により、破壊された脳は元には戻りません。これにより、呼吸停止や幻覚、意識障害などを引き起こし、1回だけの使用で死に至ることもあります。

また、乱用される薬物の共通の特徴に、何度も繰り返し使いたくなる「依存性」があり、「やめたくてもやめられない」状態に陥ってしまいます。「1回だけ」という軽い気持ちで、自分の人生だけでなく、他人の人生をも狂わせてしまうのです。

「危険ドラッグ」によるものと疑われる救急搬送人員数(全国)



(総務省消防庁調べ)

県では、危険ドラッグ撲滅に向けて取締りや啓発を強化しています。

# 奈良県公契約条例が 4月1日から施行されます

都道府県では  
**全国初!**

## 公契約条例とは？

県民の生活や福祉に深くかかわる公契約（県が行政サービスのために結ぶ契約）について、当事者の責務や基本的事項を定めるものです。



## 公契約の当事者の責務とは？

道路や橋をつくる建設工事や、公共施設を管理する業務委託などの契約について、県と受注者等の責務を右のように決めました。



### ● 県の責務

適切な契約相手を選ぶ方法や契約を適正に履行させるためのしくみをつくり、実行します。

### ● 受注者等の責務

受注者や下請負者は、公契約の当事者であることを自覚して、契約を適正に履行することが求められます。

## 公契約条例ができて何が変わるのですか？

### 県が発注する契約では

● 入札においては、価格だけではなく、より良い職場づくりなどの取り組みも評価の対象とします。

障害のある方や保護観察を受けている方を雇用している事業者、「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録をしている事業者などを加点点評価します。

● 現場で働く方の賃金や社会保険について、法律を守り適正に行われているか、事業者から県に報告していただきます。

建設工事（予定価格3億円以上）、施設管理業務の委託や指定管理（予定価格3千万円以上）が対象です。

公契約条例の施行を通じて、適正な労働条件の確保やより良い職場づくりを図り、豊かで働きやすく住みよい、人に優しい奈良県づくりを目指します。



公契約条例セミナーを開催します 3月17日(火)午後 14時～16時 和歌山県立万葉ホール(橿原市)  
公契約条例の趣旨、事業者の報告等必要な手続などについて説明します。申込方法など詳しくは下記ホームページで。